


船舶事故調査報告書

平成27年12月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成27年7月19日 09時18分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市浜崎海水浴場 唐津港東港東防波堤灯台から真方位113°5,500m付近 (概位 北緯33°27.0′ 東経130°01.8′)
事故の概要	水上オートバイ ^{りゅうのすけ} 龍之介は、左転した際、知人が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成27年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ 龍之介、0.2トン 260-47408福岡、個人所有 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、154.50kW、平成24年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 二級小型船舶操縦士（1マイル限定）・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年7月23日 免許証交付日 平成22年10月20日 (平成28年7月22日まで有効) 本件同乗者 男性 21歳 操縦免許 なし
死傷者等	重傷 1人（本件同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「本件同乗者」という。）1人を乗せ、浜崎海水浴場を発進した。 船長は、発進場所から約2～3mを約5km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で北北西進し、加速しながら直進したのち、操縦ハンドルを右に切り、約30km/hの速力で同ハンドルを左に切って約120m直進したところ、平成27年7月19日09時18分ごろ本件同乗者がいないことに気が付き、反転して捜しに戻り、操縦ハンドルを左に切った場所付近で身体を丸くして海面に浮いている本件同乗者を

	<p>認めた。</p> <p>船長は、本件同乗者に近づいて声を掛けたところ、返事はするもののずっと身体を丸くした状態だったので、本件同乗者を本船に引き上げて砂浜まで行って降ろし、船長の仲間がいるテントまで連れて行った。</p> <p>本件同乗者は、本件同乗者の友人が119番通報で要請した救急車により病院に搬送され、外傷性血気胸、右肺挫傷及び多発肋骨骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、最大搭載人員3人の水上オートバイであり、同乗者が座席に座った際に身体を支えるため、最後部の座席の後ろにハンドグリップと称する持ち手が装備されていた。(写真1参照)</p> <div data-bbox="486 835 699 880" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ハンドグリップ</div>  <p style="text-align: center;">写真1 本船</p> <p>本件同乗者は、3人乗りの水上オートバイに同乗するのは初めてであり、乗船する際、船長にどこにつかまればいいのか尋ねたところ、最後部の座席でハンドグリップをつかんでおくように言われたので、最後部の座席に座ってハンドグリップをつかんでいた。</p> <p>船長は、本船に男性が同乗する際、そのほとんどが最後部の座席に座り、ハンドグリップをつかんで乗船しており、また、自身が他の3人乗りの水上オートバイに同乗する際も、最後部の座席に座り、座席の後ろにあるハンドグリップをつかむ体勢で乗船していた。</p> <p>船長は、発進する際、本件同乗者に声を掛けたものの、返事は確認しなかった。</p> <p>船長は、本船の発進場所から沖へ約2～3mにわたって海藻が密集しており、海水吸入口から海藻を吸い込まないように約5km/hの速力で北北西進中、左舷前方から友人の水上オートバイが本船に向かって近づいて来たので、友人の水上オートバイに気が付いているという合図の意味で、加速して本船の操縦ハンドルを右に切った後、発進場所から約19m沖において、約30km/hの速力で同ハンドルを左に切って直進した。</p> <p>船長は、これまで操縦ハンドルを操作する際などに同乗者に対して合図や声掛けを行ったことがなかったので、本事故当時も本件同乗者</p>

	<p>に合図や声掛けを行わなかった。</p> <p>船長は、本件同乗者を本船の中央部の座席に座らせ、自身の腰に手を回してつかまらせておけばよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故後、本件同乗者の友人がスマートフォンで撮影した本事故当時の映像を見て、船長が操縦ハンドルを左に切った際に本件同乗者が本船の後方から海中へ転落したことを知った。</p> <p>船長及び本件同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、浜崎海水浴場で遊走中、船長が、本件同乗者を最後部の座席に座らせ、また、操縦ハンドルを操作する際に本件同乗者に対して合図や声掛けを行わなかったことから、約30km/hの速力で操縦ハンドルを操作したところ、本件同乗者が後方から落水して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、これまで本船に同乗した男性のほとんどが最後部の座席に座り、座席の後ろにあるハンドグリップをつかむ体勢で乗船していたこと及び自身が他の3人乗りの水上オートバイに同乗する際、最後部の座席に座り、ハンドグリップにつかまって乗船していたことから、本件同乗者にも最後部の座席に座らせ、ハンドグリップをつかまらせていたものと考えられる。</p> <p>また、船長は、これまで操縦ハンドルを操作する際などに同乗者に対して合図や声掛けを行ったことがなかったことから、本事故当時も本件同乗者に合図や声掛けを行わなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、本件同乗者を本船の中央部の座席に座らせ、自身の腰に手を回してつかまらせていれば、本件同乗者が落水せず、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p> <p>本件同乗者は、落水した際に負傷したものと考えられるが、負傷に至った状況については、明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、浜崎海水浴場で遊走中、船長が、本件同乗者を最後部の座席に座らせ、また、操縦ハンドルを操作する際などに本件同乗者に対して合図や声掛けを行わなかったため、約30km/hの速力で操縦ハンドルを操作したところ、本件同乗者が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、同乗者に船長の腰に手を回すなどの落水を防止する体勢を取らせること。 ・増速及び旋回する際には、同乗者に合図や声掛けを行うこと。

	<ul style="list-style-type: none">・ 船長は、水上オートバイから落水した際の危険性について、十分に理解し、また、同乗者に対し、その危険性を説明すること。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

付図1 事故発生場所概略図

